

T I C A D 8 ロゴマーク使用許可申請書

令和 年 月 日

外務省第8回アフリカ開発会議（T I C A D 8）事務局

（申請者）

組織名称

英語表記による名称

組織代表者役職，氏名

T I C A D 8 のロゴマークの使用の許可をいただきたく，本申請書及び指定された関係書類（注1）を添えて下記のとおり申請します。

記

（この企画は使用基準（注2）に合致するものですか？ はい いいえ）

1. 使用の目的（複数選択可）

印刷物 グッズ ウェブサイト・ブログなど

イベント・企画

2. 具体的な使用方法（媒体を使用する場合はその媒体名を含む）

3. 使用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※令和4年12月31日まで

(注1) 添付資料

ロゴマークの使用に関する企画書及び参考となる資料(事業概要, 事業収支予算書等), 申請事業主体の活動内容を表す資料(主催団体の概要, 規約, 団体役員名簿, 過去の実績等)。形式は問いません。

(注2) ロゴマークの使用基準

1 T I C A D 8のロゴマークは、次のいずれかに該当する事業、政策物品、印刷物など(以下、「事業」)についてのみ使用することができる。

- (1) アフリカの経済社会の発展若しくは魅力の発信又はアフリカにおける平和構築を目的とした事業
- (2) 日・アフリカ関係の強化に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については、原則としてT I C A D 8のロゴマークを使用することができない。

- (1) 公序良俗に反する事業等
- (2) 営利を目的とした事業等又は公益性が乏しい事業等
- (3) 政治団体、宗教団体又はそれらに類した団体が行う事業等
- (4) 政治又は宗教の要素が強い事業等
- (5) 事業を開催することにより、特定の団体等の利益につながるおそれがある事業等
- (6) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業等
- (7) 日本若しくはアフリカの紹介又は国際親善に役立ち、及び日本又はアフリカの外交に寄与することが認められない事業等
- (8) 日本と他国との友好関係の促進に寄与することが認められない事業等
- (9) 開催地の法令に違反する又は違反するおそれのある事業等
- (10) その他、T I C A Dの趣旨に反する等、不適切と考えられる事情が認められる事業等
- (11) 事業を実施する国・地域が求める新型コロナウイルス感染症のための適切な感染防止措置が講じられていない事業等

※使用許可を受けた場合でも、その後に、虚偽の申請、ロゴマークについて申請された目的以外の目的のための使用、使用基準への違反等、許可条件に合致しないことが明らかになった場合、また、外務省が必要と認めた場合には、ロゴマークの使用の条件に係る変更、ロゴマーク使用許可の取り消し若しくはロゴマークを使用した物品の回収を求めることがある。